

遠野市市営建設工事等入札結果等の公表要綱

制定	平成 17 年遠野市告示第 122 号
改正	平成 19 年遠野市告示第 7 号
改正	平成 24 年遠野市告示第 55 号
改正	平成 27 年遠野市告示第 50 号
改正	平成 28 年遠野市告示第 80 号
改正	平成 29 年遠野市告示第 49 号
改正	平成 30 年遠野市告示第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市営建設工事（以下「工事」という。）、建設関連業務委託（以下「業務委託」という。）における入札結果等の公表の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第 2 条 公表の対象は、設計額が 130 万円以上の工事及び設計額が 100 万円以上の業務委託（以下「工事等」という。）とする。（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）

(公表の内容)

第 3 条 公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札に付する場合
 - ア 工事等の名称、場所
 - イ 入札の日時、場所
 - ウ 指名者名
 - エ 指名理由
 - オ 入札者名及び各入札者の各回の各入札金額
 - カ 落札金額
 - キ 予定価格
 - ク 工事の工期又は業務委託期間
 - ケ 契約締結日
- (2) 随意契約によることとした場合
 - ア 工事等の名称、場所
 - イ 随意契約の理由
 - ウ 契約の相手方の名称
 - エ 契約金額
 - オ 予定価格
 - カ 工事の工期又は業務委託期間
 - キ 契約締結日

(公表の時期)

第 4 条 契約の締結後、速やかに公表するものとする。前項の規定にかかわらず、契約事務を円滑に進めるために事前公表を行うことが適当であると認められるものについては、遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会に諮った上で、前条第 1 号ア、イ及びキからクまでに掲げる事項について事前公表することができる。

(公表の方法)

第 5 条 公表の方法は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧

[総務企画部財政担当](#)を閲覧場所とし、閲覧処理簿（様式第 1 号）を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入するものとする。
- (2) インターネット
遠野市のホームページ上に掲載する。
- (3) 写しの交付
市営建設工事等入札結果写し交付申請書（様式第 2 号）により申請し、写しの交付に要する費用を負担するものとする。この場合において、写しの交付に要する費用の額は、遠野市情報公開条例施行規則（平成 17 年遠野市規則第 19 号）第 8 条の規定を準用する。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、入札を執行した日（随意契約によることとした場合は契約を締結した日）の属する年度及びその翌年度の末日までとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第5条関係）

入札結果閲覧処理簿

No.	氏名	住所	日時	担当者確認欄
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

様式第2号（第5条関係）

入札結果写し交付申請書

平成 年 月 日

遠野市長 本田 敏 秋 様

請求者 住所

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

電話

遠野市市営建設工事等入札結果の公表要綱第5条の規定により、次のとおり入札結果の写しの交付を申請します。

申請に係る市営建設工事等の名称	
郵送希望	有 ・ 無

注 1 本様式に定める要件を満たしている場合は、任意様式での申請ができます。

2 ここから下には記入しないでください。

※ 受付年月日	年 月 日		
※ 写しの交付に要する費用の額	円 (内訳 枚 円 郵送費用 円)		
※ 処理年月日	年 月 日 交付・郵送	※ 担当者	
※ 備考			